

児童扶養手当現況届時にお持ちいただくもの

全員がお持ちいただくもの

1	健康保険情報が確認できるもの（児童の父または母、児童の分） （資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルからPDFファイルの資格情報を印刷したもの）
2	児童扶養手当証書（ピンク色の証書） ※全額支給停止の場合は不要
3	本人確認書類（運転免許証等）（児童の父または母、養育者の分）
4	個人番号が分かるもの（個人番号カード等）（児童の父または母、養育者の分）

必要な方のみ、お持ちいただくもの

	お持ちいただく場合	お持ちいただくもの
1	令和7年1月から令和7年12月の間に、元配偶者等から養育費を受け取った場合	養育費の受取額が分かるもの（通帳等）
2	児童扶養手当の認定から5年等が経過する場合 ※該当者には、令和8年6月30日付けで案内及び添付書類を送付しています。	児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書 （令和8年6月30日付けで送付している 緑色の届出書 ） および、その添付書類
3	扶養義務者（受給者の父母、祖父母、兄弟姉妹、子等）と同居または同一敷地内に居住しているが、生計は別であると申し出ている場合 ※生計が別である他、居住空間が分かれていることも必要です。 ※世帯が別であっても同一地番に住民票がある場合、上記申し出がなければ、同一生計とみなします。	公共料金（電気・水道・ガス）の領収書 （別々の生計主のもの） ※直近3ヵ月以内のもの
4	受給者や児童等が、障害者手帳を持っている場合	身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳
5	障害年金や遺族年金等、公的年金を受給している場合	年金証書、年金振込通知書等
6	・児童と別居している場合 ・児童の父又は母が、生死不明の場合 ・児童の父又は母が、拘禁されている場合 ・児童が、父又は母に遺棄された場合 ・児童を監護している養育者（父又は母以外）の場合	申立書 （民生委員または学校長等が証明済みのもの） ※該当者には、申立書を同封しています。

※ 受給者、扶養義務者、児童の状況により、上記以外のものをお持ちいただく場合があります。